

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	指定難病特定医療費の支給認定に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、特定疾患等システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和8年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	指定難病特定医療費の支給認定に関する事務
②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証及び登録者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証及び登録者証を作成し交付する) 4 情報連携 患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH)活用した情報連携を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務＞ ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能となる。 5 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。障害認定率の提出。)
③システムの名称	特定疾患等システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

特定疾患等ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表131の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14, 18, 42, 77, 80, 113, 125, 144, 161の項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630－8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8660 FAX: 0742-22-5510
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

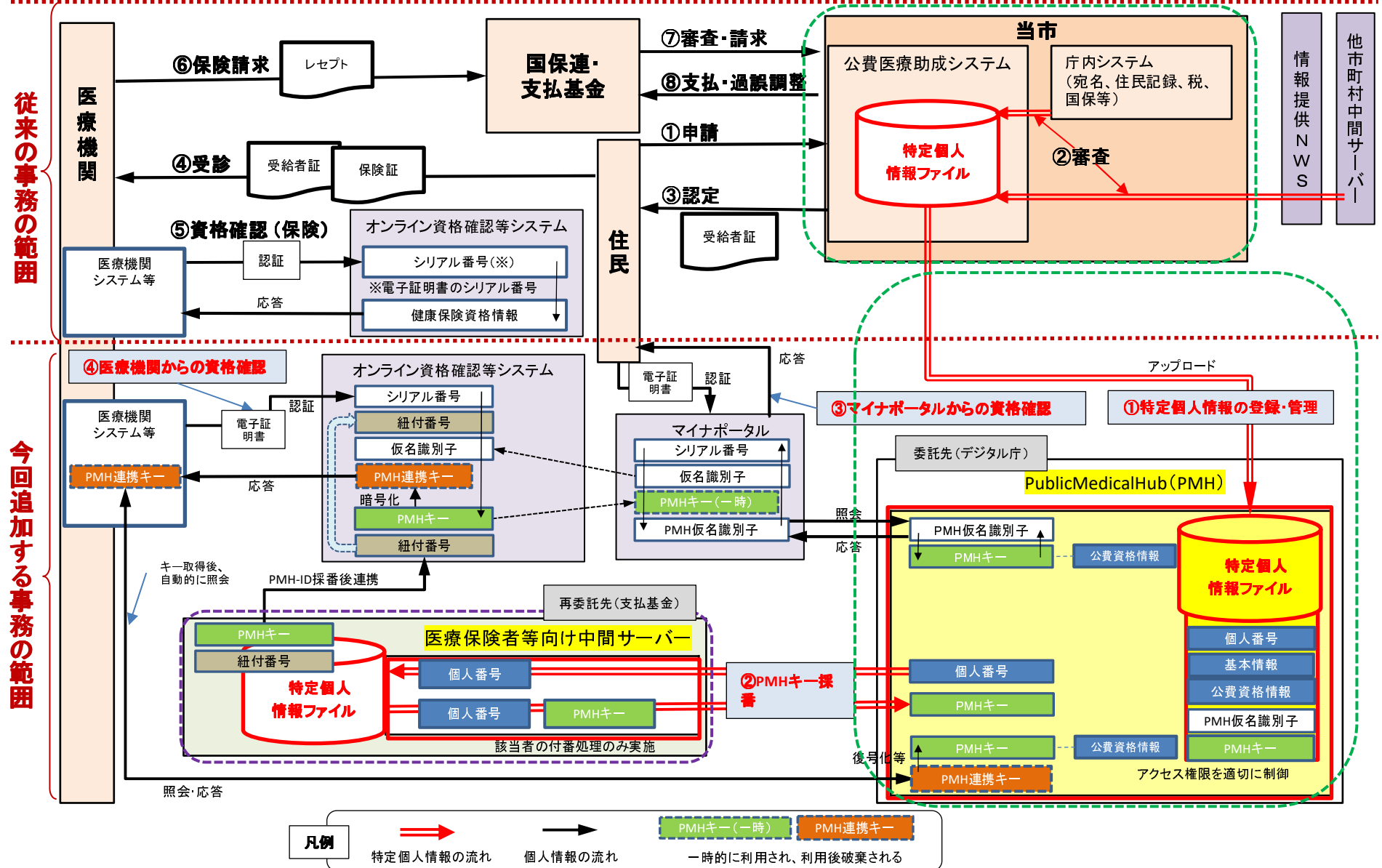
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、特定し疾患等システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定疾患等システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

公費医療費助成事務の概要 全体図

従来の事務では、①～⑧の流れで公費医療助成システムに情報が登録される(④～⑦は、医療機関や支払基金・国保連の事務)。⑤の資格確認は、マイナンバーカード(MNC)を利用して健康保険資格情報のみオンラインで確認が可能で、公費医療助成の資格は紙の受給者証で確認している。今回利便性の向上のため、MNCを利用した公費医療費助成の資格確認のオンライン化を事務の範囲に追加する。①～②の流れで、公費情報が連携され、保険証と同様に資格確認のオンライン化(③④)が実現できる。(部が評価対象の事務 部については社会診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するため評価対象外)



① 特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費医療資格情報等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

② PMH-ID採番

- ・PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。

③ マイナポータルからの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子 (PMH仮名識別子) を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの資格確認が可能となる。
- ・住民がマイナポータル経由で、自身の公費医療資格情報を確認する。

④ 医療機関からの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMHキーを紐付けて、一時的に利用するためのPMH連携キーを暗号化して生成する。オンライン資格確認等システムは、PMHにPMH連携キーで公費医療費助成の資格情報を照会し、照会元となる医療機関システム等に同資格情報を応答する。(PMH連携キーは都度作成され、利用後に削除される。)医療機関システム等を利用して受診者が、マイナンバーカードで認証し、同意する都度、資格確認が可能となる。
- ・医療機関システム等(オンライン資格確認端末)を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで医療機関は、公費医療資格情報の確認(閲覧/取得)が可能となり、医療機関は、必要に応じて医療機関システム等(電子カルテ、電子レセプトなど)の医療機関システムに同資格情報の取込みを行う。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ※番号法第19条第7号 別表第二の26の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報に係る主務省令は未制定 ※番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報に係る主務省令は未制定 ※番号法第19条第7号 別表第二の87の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ※番号法第19条第7号 別表第二の120の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長 前野 孝久	保健予防課長 中井 康純	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付け
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認、データ入力を行い、保健予防課へ2回/月進達を行う。保健予防課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。保健予防課(奈良市分)及び県保健所から申請者に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。臨床調査個人票データの提出 他)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。健康推進課から申請者に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。臨床調査個人票データの提出 他)	事後	組織再編及び事務手順の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県医療政策部保健予防課	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 中井 康純	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	奈良県医療政策部保健予防課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8660 FAX: 0742-22-8262	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8660 FAX: 0742-22-5510	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計上数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計上数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3第3号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3第3号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第1号へ、同条第3号へ及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条各項	・番号法第9条第1項 別表第一の98の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和6年3月22日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第1号へ、同条第3号へ及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。健康推進課から申請者に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。臨床調査個人票データの提出 他)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証及び登録者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成し交付する) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。臨床調査個人票データの提出 他)	事後	法令改正による文言修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の98の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表131の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42, 77, 125, 161の項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和7年3月25日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業	—	新設された「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年3月25日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された「評価項目」「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和8年3月30日	評価書名	特定疾患等システム	指定難病特定医療費の支給認定に関する事務	事後	記載変更
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年3月30日	5.評価実施機関における担当部署	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課	奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課	事後	組織改編に伴う修正
令和8年3月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8660 FAX: 0742-22-5510	奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8660 FAX: 0742-22-5510	事後	組織改編に伴う修正
令和8年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42, 77, 125, 161の項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14, 18, 42, 77, 80, 113, 125, 144, 161の項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証及び登録者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証及び登録者証を作成し交付する) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状	(省略) 4 情報連携 患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH) 活用した情報連携を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務＞ ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能となる。 5 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状	事前	記載内容の変更
令和8年8月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特定疾患等システム	特定疾患等システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、Public Medical Hub (PMH)	事前	記載内容の変更